# 中途採用等支援助成金(UIJターンコース)のご案内

東京圏から地方へ移住者を採用するための経費を助成する、新たな助成金メニューが創設されました。 就職説明会や募集・採用パンフレットなど、その移住者の採用活動に要した経費の額に応じて 助成金が支給されます。

#### ① 対象となる事業主

採用計画期間内に、対象労働者1人以上を雇い入れた事業主の方が対象となります。

#### 対象となる労働者の要件

- ○東京圏からの移住者(**裏面 0 1 参照**)であること
- 地方公共団体が開設・運営するマッチングサイトに掲載された当該事業主の求人\*1 に応募していること
- 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられること
- 継続して雇用する労働者※2として雇い入れられること
- ※1 移住支援金(<mark>裏面Q1参照</mark>)の対象として掲載された求人であって、都道府県労働局長の認定を受けた計画に 関する事業所の求人に限ります。
- ※2 対象労働者の年齢が原則として65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して1年以上であることをいいます。

### ② 助成の対象となる経費

採用活動に要した次の経費が対象となります。

- ◆ 募集・採用パンフレット、自社ホームページなどの作成経費
- ◆ 就職説明会等の実施経費 (出展料、会場借料、採用担当者の旅費・宿泊費、使用資料の作成・印刷・送料費用など)

#### 注意!

- 以下の経費は対象となりません
  - ・民間有料職業紹介事業の利用料
  - ・求人情報誌や求人情報サイトへの掲載料
  - ・求人掲載支援サービス(コンサルティング)利用料 など
- 自社ホームページの作成経費、就職説明会などの実施経費のうち採用担当者の旅費・宿泊費には、それぞれ上限額があります

## ③ 助成額

上記②助成対象経費の合計額に、助成率を乗じた額を支給します。

	助成率	上限額
中小企業	1/2	100万円
中小企業以外	1/3	100万円

裏面に、本助成金に関するQ&Aを掲載しておりますので、ご参照ください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

#### O1 東京圏からの移住者であれば、誰でも本助成金の対象労働者となりますか?

A1 東京圏からの移住者のうち、 移住支援金<sup>※3</sup>の受給者に限られます。 また、移住支援金の受給者であっても、 新規学卒者は本助成金の対象にはなり ません。

#### 移住者

移住支援金の受給者

本助成金の対象者(新規学卒者を除く。)

#### ※3 移住支援金とは・・・

地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用して、地方公共団体が 移住支援事業・マッチング支援事業として実施する、東京圏からの移住者に対し て支給する支援金をいいます。

詳しくは、以下のサイトをご覧いただくか、事業所のある地方公共団体にお問い合わせください。

URL: https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/shienkin\_index.html

# Q2 対象労働者が辞めてしまいました。本助成金を受けられますか?

A2 すべての対象労働者が雇入れ日から6か月以内に離職した場合(離職理由は問いません)は、本助成金を受けることができません。

## Q3 地方公共団体の移住支援事業・マッチング支援事業へは未登録ですが、 本助成金の採用計画書は出せますか?

A3 地方公共団体の移住支援事業・マッチング支援事業への登録が済んでいない場合でも、本助成金の採用計画書は提出することができます。ただし、本助成金の支給に当たっては登録が必要ですので、速やかにご登録ください。

# 受給のための手続き

計画期間 支給申 採用計画 助成金の受給 提出日から1~2か月の間 : 6 か月以上12か月以内で設定 2か月以内に支給申請書を提出 で計画期間の始期を設定 ·請書 書※4の提出 採用活動 対 計画期間の終期に、雇入れから ヮ 象労 6か月を経過していない場合 提 6か月 ⇒雇入れ日から6か月を経過する 出 働 日の翌日から2か月以内に 者の 申請書を提出 雇 れ 例:9月1日を計画期間の 例:2月1日を計画期間の終期 始期としたい場合 とした場合 ⇒ 7月1日から7月31日 → 4月1日までに申請書を提出 までに計画書を提出 12月1日に雇い入れた場合 ⇒6月1日から7月31日までに 申請書を提出

※4 採用計画書は、事業所ごとに作成します。計画書の提出日から計画期間の終期まで、当該計画に関する事業所は別に計画書を 提出できません。

本助成金の受給に当たっては、このリーフレットに掲載されていない、各種要件があります。 ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局へお問い合わせください。